



許可番号 03735023598

産業廃棄物処分業許可証

複
写
無
効

住 所 香川県高松市福岡町一丁目7番1号
氏 名 有限会社 鹿庭産商
代表取締役 鹿庭 礼子
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第14条の2第1項~~ 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

香川県知事 浜 田 恵 造



許 可 の 年 月 日 平成30年 7 月 1 0 日

許可の有効年月日 平成35年 7 月 9 日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

最終処分(埋立処分に限る。)業

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

①廃プラスチック類②ゴムくず③金属くず④ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず⑤がれき類(ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。)以上

自動車等破砕物	含まない。
石綿含有産業廃棄物	含む。
水銀使用製品産業廃棄物	含まない。
水銀含有ばいじん等	含まない。

2. 事業の用に供するすべての施設

裏面記載のとおり

3. 許可の条件

(1) 上記の施設又はその設置場所を変更する場合は、あらかじめ香川県知事の承認を受けること。

(2) 埋立地の放流水等は、定期的に検査を行い、その結果を香川県知事に報告すること。

(3) 関連する他法令等の規定を遵守すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成20年 7 月 1 0 日 (当初許可)

平成25年 9 月 2 日 (更新許可)

平成30年 7 月 1 0 日 (更新許可)

5. 許可の申請がされた日における規則第10条の4第3項に掲げる基準への適合性

余 白

6. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 存・無

以 下 余 白

2. 事業の用に供するすべての施設

種類及び数量：産業廃棄物の最終処分場（安定型埋立地） 1基

設置場所：香川県綾歌郡綾川町山田下字才谷1002番2、1003番2、1003番3、1003番4、1004番1、1004番2、1005番1、1005番2、1009番、1010番、1011番1、1013番、1015番、1016番、1017番、1018番、1020番、1021番、1022番1、1022番3、1025番1、1025番2、1025番3、1025番4、1026番1、1026番2、1027番、1028番、1029番、1030番、1031番1、1031番2、1031番3、1032番1、1032番2、1032番3、1032番4、1032番5、1033番、1034番、1035番1、1035番2、1036番2、1037番1、1037番2、1037番3、1037番4、1037番6、1037番7、1038番1、1038番4、1039番、1040番2、1041番3、1042番3、1043番1、1045番、1046番、1047番、1048番、1049番1、1049番2、1051番1、1051番2、1052番1、1052番2、1053番、1054番、1055番1、1055番2、1055番3、1056番、1057番1、1057番2、1057番3、1058番、1059番、1060番1、1060番2、1060番3、1060番4、1060番5、1061番1、1061番2、1061番3、1061番4、1062番、1063番1、1063番2、1065番1、1065番2、1065番3、1065番4、1065番6、1065番7、1065番8、1066番1、1067番、1068番

香川県綾歌郡綾川町山田下字四十八984番、985番、987番、988番1、988番2、988番5、989番1、989番2、989番3、989番4、989番5、989番6、989番7、990番、991番、992番、994番、995番2 以上117筆

処理能力：埋立地の面積 78,881㎡、埋立容量 575,750m³

設置年月日：平成20年7月1日

許可年月日：平成19年6月13日

許可番号：第17-5-029号

以下余白

複
写
無
効